

令和8年度兵庫県立大学大学院工学研究科入学者選抜方法等

工学研究科工学専攻博士後期課程（2次募集）

募集人員 (目安)		出願期間	入学 考查日	合格 発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
電気電子工学分野 (4名)	一般学 生	令和8年 2月10日(火)	令和8年 3月2日 (月)	令和8年 3月6日 (金) 16:00	学力試験、面接 及び成績証明書 を総合して行う	次の各号のいずれかに該当する者 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和8年3月31日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含む。） 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで24歳に達している者	出願資格認定を必要とする者は、所定の期日までに出願資格認定申請書類を提出すること 出願者は、希望する研究担当教員とあらかじめ協議のうえ出願すること
知能情報分野 (3名)		～ 2月17日(火)			○学力試験		
機械工学分野 (3名)					及び面接 英語 10:00～12:00		
材料デザイン分野 (2名)					面接 13:00～		
放射光工学分野 (2名)	社会 人 学 生	同 上	同 上	同 上	口述試験（主として研究計画書の内容を対象に行う）、英語、	企業・官庁等に在職している者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該企業・官庁等から推薦を受けた者 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和8年3月31日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者	同 上
化学分野 (6名)					面接、成績証明書及び企業・官庁等の推薦書を総合して行う		

令和8年度兵庫県立大学大学院工学研究科入学者選抜方法等

工学研究科工学専攻博士後期課程（2次募集）

募集人員 (目安)		出願期間	入学 考查日	合格 発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
合計 20名					口述試験 及び英語 10:00～12:00 面接 13:00～	6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含む。） 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで24歳に達している者	
	外国人学生	同 上	同 上	同 上	口述試験（主として研究計画書の内容を対象に行う）、英語、面接及び成績証明書を総合して行う 口述試験 及び英語 10:00～12:00 面接 13:00～	次の各号のいずれかに該当する外国人 1. 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和8年3月31日までに修士の学位を取得見込みの者 2. 外国において、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに取得見込みの者 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 6. 外国の学校、上記4. の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7. 文部科学大臣の指定した者（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含む。） 8. 本研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで24歳に達している者	同 上